

公立大学法人京都市立芸術大学新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月1日

公立大学法人京都市立芸術大学

1 はじめに

本ガイドラインは、京都府による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による施設の使用制限等の要請が解除された際に、大学施設を使用していくにあたり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じて作成された各種ガイドラインに基づき、京都市立芸術大学（以下「大学」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき全学共通の基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは提言4.（1）「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等について（令和2年5月4日付け事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」（令和2年5月27日京都府）を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行う。

2 感染予防のための基本的な考え方

理事長は、大学における感染予防対策の取組が、社会全体の感染症防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の施設等の特性に応じた対策を講ずる。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、全ての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要である。

さらに、教職員及び学生等への感染拡大を防止するよう、通勤・通学形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

3 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ア 理事長が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- イ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生法、学校保健安全法等関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医・学校医等の保健スタッフの活用を図る。
- ウ 国・京都府・京都市・各種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ア 教職員及び学生等に対し、出勤・登校の前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者は、出勤・登校を控えさせる。また、大学内で体調が悪くなった教職員及び学生等は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- イ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった教職員及び学生等は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤・登校の判断を行う際には、日本産業衛生学会の指針などを参考にする。
- ウ 上記については、学内の委託業者・派遣労働者等についても事業者等をつうじて同様の扱いとする。

(3) 学内での活動

- ア 教職員及び学生等が、2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、配置について最大限の見直しを行う。
- イ 教職員及び学生等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いの実施を周知・徹底する。このために必要となる水道設備や石鹼などを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ウ 教職員及び学生等は、マスクなどを着用する。
- エ 座席配置は広々と設置し、仕切りのない対面の座席配置は避け、対角や横並びに配置する、透明ビニールカーテンを設置するなど、飛沫感染防止に努める。
- オ 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放等の併用は不要である。
- カ 他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

- キ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ク 学外での活動は、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにするとともに、面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ケ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- コ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子や机を減らす、使用しない旨の印をつけるなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- サ 対面の学外の会議やイベントなどについては、参加の必要性を十分検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。

(4) トイレ

- ア 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- イ 蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

(5) 設備・器具

- ア ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共用のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- イ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合は、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う教職員及び学生等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ※ 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(6) 学内への立入り

- ア 取引先等を含む外部関係者の立入りについては、必要性を含め検討し、立入りを認める場合には、当該者に対して、教職員及び学生等に準じた感染防止対策を求める。
- イ このため、あらかじめ、これらの外部関係者等に、学内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(7) 教職員及び学生等に対する感染防止策の啓発等

- ア 教職員及び学生等に対し、感染防止策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで、新型コロナウィルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知するなどの取組を行う。

- イ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する教職員及び学生等は、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ウ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- エ 新型コロナウイルス感染症から回復した教職員及び学生等やその関係者が、学内で差別されることなどがないよう、教職員及び学生等に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- オ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症に見られる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、出勤・登校を控える。
- カ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機とする。

(8) 教職員及び学生等の感染が確認された場合の対応

- ア 保健所、医療機関の指示に従う。
- イ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の移動箇所を消毒し、接触した教職員及び学生等に自宅待機させることを検討する。
- ウ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることができないよう配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- エ 学内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(9) その他

- 総括安全衛生管理者や衛生管理者と産業医・学校医や保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。